

調査基準価格設定工事の入札に関する説明書

<数値的失格基準の不採用・特別重点調査設定案件(郵便入札)>

1 調査基準価格の設定

低入札価格調査制度により入札を実施する工事については、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否かについて調査をする場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」といいます。）をあらかじめ設定します。

2 工事費内訳書の提出

調査基準価格を設定した工事の入札に参加される場合は、当該入札金額に対応した工事費内訳書（種別、数量、単価等必要な事項を記載したもの）を入札書と一緒に郵送してください。

(1) 工事費内訳書の作成方法

① 表紙

工事名称、入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職名・氏名を記載するとともに代表者の印鑑（届け出ている使用印鑑）を押印してください。

建設工事共同企業体で参加される方は、当該建設工事共同企業体の名称、代表構成員の所在地、商号、代表者の職名・氏名を記載し代表構成員の印鑑（届け出ている使用印鑑）を押印してください。

② 内容

工事費内訳書の様式は、当該工事に係る設計書（金抜き）の様式に準じて各項目に対応する単位、数量、単価及び金額を記載したものを作成してください。なお、同じ内容であれば、独自様式でも構いません。

注1：工事費内訳書は代価表部分を除いた小明細までの単位、数量、単価及び金額を記載したもの

注2：工事費内訳書を電磁的記録（CD・DVD）で作成する場合は、①表紙のみ紙で作成することとし、②内容については電磁的記録で作成する旨を表紙に記載してください。

(2) 工事費内訳書の作成に関する注意事項

市設計書（金抜き）に記載されている項目全ては、当該工事を適切に施工する

上で市が必要経費として位置付けているものです。いかなる場合も経費の未計上、項目の削除等をする事なく、市設計書（金抜き）のとおり、全て記載してください。

特に、次の事項を十分注意した上で、工事費内訳書を作成してください。

- ① 工事費内訳書の金額について、値引き、計算誤り、経費の計上漏れがないこと。また、値引き等で金額調整をせず、個々の単価に反映させること。
- ② 「ゼロ計上」は行わず、金額を記載すること。
- ③ 市設計書（金抜き）の項目は、内訳として市が必要と定めた項目であるため、工事費内訳書については、小明細、中明細等にかかわらず、市設計書（金抜き）のとおり全ての項目を記載すること。項目の記載漏れ、記載誤り、内訳書の添付漏れ等がないこと。なお、複数項目を合算せず、項目ごとに金額を記載すること。
- ④ 工事費内訳書の工事費合計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が入札金額と一致すること。端数処理も行わないこと。
ただし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）がある場合は一般管理費の金額に計上すること。その場合は、特別重点調査資料に定める「様式 14 誓約書」を提出することとし、工事費内訳書の工事費合計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が入札金額と不一致となることを認める（別紙「特別重点調査の基準」に該当しない場合も「様式 14 誓約書」の提出が必要）。「様式 14 誓約書」を提出せずに「工事の施工に必要な費用を本社経費等により負担する」旨の説明を行う場合は、適切に積算が行われていないものとみなす。
- ⑤ 工事費内訳書は、専門業者から見積りを徴取するものを除き、自らの責任で積算したものであること。

3 工事費内訳書の確認について

工事費内訳書の確認は開札後に行います。一旦落札決定を保留し、最低の価格をもって入札を行った者の工事費内訳書を確認し、適切な積算がなされていない場合や、入札参加者と異なる者の名称等の記載がある場合等の無効要件に該当する場合は当該業者の入札は無効とします。無効になった場合は次順位者の工事費内訳書について同様の確認を行います。確認の結果、無効要件に該当しない者を落札者とし、次順位者以降の確認は行いません。

4 低入札価格調査制度について

当該入札において最低の価格をもって入札を行った者が、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った場合、低入札価格調査を行い、落札者とするかどうか決定します。従って、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、最低の価格をもって入札を行った者であっても落札者とならない場合があります。

調査を行うこととなった場合、当該入札者には契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを積極的に説明していただきます。調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合には落札者としません。また、調査に協力しない場合も、同様に判断します。

低入札価格調査の対象者となるべき同価格の入札を行った者が2者以上ある場合は、くじによって低入札価格調査の対象者を決定します。なお、低入札価格調査の対象者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはありません。

(1) 調査の実施

低入札価格調査については、堺市上下水道局建設工事低入札価格調査実施要領の規定に基づき、詳細調査を実施します。

なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるかどうかを判断する基準として、当該案件では数値的失格基準を採用いたしません。

ただし、各工事費目の金額が一定の基準を下回る場合は特別に重点的な調査（以下「特別重点調査」といいます。）を実施します。指定した提出期限までに、特別重点調査に係る様式の提出のない場合は、失格となりますので御注意ください（特別重点調査については、別添の『特別重点調査の基準』を熟読してください。）。

(2) 工事費内訳書の根拠の提出

低入札価格調査の対象業者へは当該調査時において、次に掲げる積算根拠（全ての工種に係る代価表、見積書等）、その他調査に必要な書類の提出を求めます。工事費内訳書記載の単価等について算出根拠が適正でなく、当該工事全体の見積りが信頼性に欠ける場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判定します。

なお、市が求める調査に必要な書類を指定する日までに提出しなければ直ちに当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判定します。

① 積算根拠（代価表、見積書等）

原則として、提示している金抜設計書の代価表全ての提出を求めます。下請に出す工種がある場合にも、金抜設計書の形式にあわせて作成してください。

② その他の書類

- ア 当該価格で入札した理由
- イ 入札金額の内訳
- ウ 手持工事の状況
- エ 当該工事現場とその入札者の事業所、倉庫等との地理的關係
- オ 手持資材の状況
- カ 資材購入先との關係
- キ 手持機械の状況
- ク 現場労働者の供給見通し
- ケ 適正賃金の確保に係る確認書